

仕様書

1 件名

九都県市による「日傘普及啓発事業」にかかる日傘貸出イベント会場の設営・運営業務委託

(上記の「九都県市」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市(以下「発注者」という。)をいう。)

2 業務目的

日傘の無料貸し出しイベントを実施し、日傘利用の普及啓発を図る。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和元年(2019年)10月31日(木)まで

4 委託内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 会場の設営・撤去・スタッフ等

- ・ 設備関係(テント1張(発注者が用意(イベント協力者から借用)する物を使用)、テント用おもり、テーブル6本、折りたたみ椅子20脚)
- ・ 看板関係(タイトル看板1枚(テント上部掲出用 450mm×3600mm 程度)、イベント主旨説明看板1枚(A1サイズ程度でイーゼルスタンド1台))
- ・ のぼり旗(設置台とポールの3セット)
- ・ 運営備品(クリップボード20枚、ボールペン30本、アンケート回収用ボックス2個)
- ・ 長傘スタンド(2台:計50本程度収容可能なもの、その他の日傘は平積み置きで可)
- ・ イベント終了後、速やかに設備及び看板関係等を撤去し、会場設営前の状況に原状回復すること。
- ・ 運営スタッフは各会場5名とし、運営スタッフが明確に判別できるようにイベントロゴを入れたビブスやTシャツ等を着用すること。

(2) 日傘の貸出・回収及びアンケート等の実施

- ・ 委託業務運営者(以下「受注者」という。)は、各会場の来場者に対し、日傘の貸出、回収を行う。その際の貸出、回収は各会場一カ所で行い、日傘の被貸出者への対応をすること。
- ・ 日傘貸出の際は、ナンバリングで数量管理するとともに、貸出した傘の置き忘れ対応のために1時間おきに会場内を巡回確認すること。
- ・ 受注者は、日傘の回収時にアンケートを実施し、その協力者へ発注者が用意したグッズ等を提供すること。
- ・ アンケートの内容は発注者が指示し、受注者が印刷して各会場に300枚ずつ持参する。後日、実施報告書(アンケートの集計を含む)を作成する。
- ・ 発注者は、日傘(150本程度)及びテント(1張、3.6m×3.6m程度)を受注

者へ提供する。日傘及びテントは発注者が指定する場所（九都県市域内）で、受領及び返却を受注者の責任（費用負担等）により行うこととし、イベント開催期間中は受注者がそれを保管する。なお、発注者（9自治体）が個々に保管している日傘（260本）のうち、計150本程度を借用してイベントで使用する。

(3) 緊急時の対応等

- ・ 緊急事態発生時に対応するための緊急連絡網を各会場ごとに作成すること。
- ・ 受注者は、イベント運営者等の事故、借用するテントの破損など、不測の事態に備えるためのイベント向け保険に加入すること。

5 実施日

令和元年（2019年）7月～9月の指定する日 計4回（4日間）

6 会場、日時等

(1) 神奈川県会場

開催日時 7月27日（土） 9時00分から16時00分

（予備日 8月3日（土） 9時00分から16時00分）

場 所 神奈川県立大船フラワーセンター（住所：鎌倉市岡本1018）

備 考 車での設備搬入については、8時30分から9時30分の間、搬出については、16時から16時30分の間とすること。

(2) 千葉県会場

開催日時 8月4日（日） 9時30分から16時30分

（予備日 8月11日（日） 9時30分から16時30分）

場 所 千葉市動物公園（住所：千葉市若葉区源町280番地）

(3) 東京都会場

開催日時 8月24日（土） 9時30分から16時00分

（予備日 8月25日（日） 9時30分から16時00分）

場 所 井の頭自然文化園（住所：武蔵野市御殿山1-17-6）

備 考 車での設備搬入については、8時30分から9時30分の間、搬出については、17時以降とすること。

(4) 埼玉県会場

開催日時 9月1日（日） 9時30分から12時30分

（予備日 なし）

場 所 さいたま市総合防災訓練会場（岩槻文化公園内）

（住所：さいたま市岩槻区大字村国229番地）

7 支払い

委託業務完了後、一括払いとする。

8 イベント開催関係

- (1) イベント開催日の天気予報で雨天が予想される場合等において、発注者が当該イベント実施予定の前日午前10時（土日祝日を除く）までに受注者に延期ま

たは中止を申し出れば、上記「6」に記載する予備日に延期、または予備日で実施予定のイベントを中止することができる。

なお、荒天等でイベントが延期または中止したことにより、やむを得ず発生した費用（人件費、運搬経費、車両手配等に係る経費）は、双方協議のうえ確認し、下記「9その他（5）」により契約変更の手続きを行う。

- (2) 他のイベント開催や施設の運営上等、やむを得ない事情により日程及び場所を変更する場合には、14 日前（土日祝日を含む）までに実施都縣市が受注者に相談し、他都縣市の実施日と重複しない日程で再調整することができる。
- (3) 受注者は、発注者から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。また、受注者は、必要に応じて発注者と各会場ごとに現場確認等を含めた打ち合わせを行い、その概要メモ等を残すこと。
- (4) 受注者は、イベント開催時において、傘の破損、持ち帰りその他による傘の紛失等が起こらないよう十分に留意するとともに、傘の破損、紛失等が判明した場合は速やかに発注者に報告し、傘の回収漏れの際は受注者の責任において対応をすること。また、イベント開始前及び終了後に傘の汚れや破損がないかを確認し、汚れがある場合にはその除去等を行うこと。
- (5) 受注者は、日傘の被貸出者に対し、イベント会場内の人通りが多い場所では傘をたたむよう周知徹底するなど、安全上の注意喚起を行うこと。
- (6) 当該イベント会場において、参加者等の安全対策を施設管理者、地元警察等から求められた場合はその指示に従うこと。
- (7) 受注者は、イベント開催に関わる廃棄物の発生を極力減らすとともに、発生した廃棄物については資源循環に努めること。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めることのほか、契約履行上必要な事項は、事務主管自治体である東京都契約事務規則に定めるところによる。
- (2) 受注者は、発注者及びその関係者の連絡先等の情報を適切に管理するため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」又は国際標準規格 ISO / IEC 27001 を取得し、有効期間内であること。
- (3) 本仕様書の見積書のあて先は、「九都縣市首脳会議環境問題対策委員会幹事会幹事長」とし、また、本仕様書に疑義が生じたとき及び定めのない事項については、その都度発注者と協議のうえ決定すること。
- (4) イベント終了後に作成する実施報告書においては、開催概要、各会場ごとのアンケート及び写真を取りまとめるとともに、印刷製本したものを 18 部、及びその電子データを CD-R で 9 枚提出すること。
- (5) 荒天や発注者からの申し出等によって、イベントの延期または中止となった会場がある場合は、全会場でのイベント終了後、実施実績に基づき契約変更を締結すること。なお、上記の契約変更により当初の契約金額を超える場合（イベント開催日が延期となり、予備日で実施した場合）は、イベントの延期に関わる費用（上記「8 イベント開催関係（1）」）の支払が証明できる書面等を提出すること。